

改正

平成18年1月16日要綱基準等第4号
平成18年6月30日要綱基準等第164号
平成18年11月30日要綱基準等第193号
平成20年2月5日要綱基準第9号
平成20年3月28日要綱基準第27号
平成22年4月1日要綱基準等第19号
平成23年3月31日要綱基準等第15号
平成24年3月23日要綱基準等第8号
平成25年4月1日要綱基準等第11号
平成26年3月20日要綱基準等第9号
平成27年3月20日要綱基準等第5号
平成28年3月20日要綱基準等第7号
平成29年3月10日要綱基準等第9号
平成30年3月28日要綱基準等第9号
令和3年3月31日要綱基準等第11号
令和3年3月31日要綱基準等第15号
令和4年7月6日要綱基準等第35号
令和4年11月30日要綱基準等第62号
令和5年3月31日要綱基準等第13号

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 幕別町行政区設置条例（昭和32年条例第15号）第2条の規定により定める行政区の区域をいう。
- (2) 町内会 前号の区域において居住又は活動する住民等をもって構成する自治組織（町内会に加入していない住民等による住民活動を含む。）をいう。
- (3) 任意団体 幕別町内においてボランティア活動を行う団体をいう。
- (4) 町内会等 町内会及び任意団体をいう。

(対象事業)

第3条 対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業を実施したものに対して、予算の範囲内で交付金を交付する。ただし、他の制度等により補助金又は交付金を受けている事業は除く。

- (1) 町内会活動支援事業
 - (2) 町内会コミュニティ支援事業
 - (3) 町内会等環境美化支援事業
 - (4) 町内会等助け合い活動支援事業
 - (5) 町内会防災活動支援事業
 - (6) 資源回収実践地区支援事業
- 2 前項第1号から第5号までに規定する事業の事業細目、事業内容、実施主体、交付金の交付基準及び事業の実施基準については、別表に定めるところによる。ただし、事業実施主体については、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1項第6号に規定する事業の交付金の交付は、幕別町資源再生利用の推進に関する要綱（令和3年要綱基準等第15号）に定めるところによる。
- (交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとするものは、当該事業の全てが完了した後、速やかに協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前条第1項第3号に規定する事業に係る事業内容のうち、行政区内の公園、地域管理パークゴルフ場の清掃及び公園内のトイレ清掃については、前項の規定にかかわらず、申請書の提出を省略することができる。

（交付金の額の確定）

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、協働のまちづくり支援事業交付金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第6条 町長は、交付金の交付決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 交付金を他の用途に使用したとき。

（2） 事業の実施内容に偽りがあったとき。

（3） その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

（幕別町公区案内板設置補助金交付要綱の廃止）

2 幕別町公区案内板設置補助金交付要綱（平成8年要綱基準等第5号）は、廃止する。

（幕別町防災モデル地区助成金交付要綱の廃止）

3 幕別町防災モデル地区助成金交付要綱（平成7年要綱基準等第1号）は、廃止する。

附 則（平成18年1月16日要綱基準等第4号）

この要綱は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成18年6月30日要綱基準等第164号）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日要綱基準等第193号）

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年2月5日要綱基準等第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月28日要綱基準等第27号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日要綱基準等第19号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日要綱基準等第15号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日要綱基準等第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（協働のまちづくり支援事業実施基準の廃止）

2 協働のまちづくり支援事業実施基準（平成16年要綱基準等第38号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日要綱基準等第11号）

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日要綱基準等第9号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日要綱基準等第5号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月20日要綱基準等第7号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日要綱基準等第9号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日要綱基準等第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日要綱基準等第11号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日要綱基準等第15号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和4年7月6日要綱基準等第35号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第103条までに規定する要綱基準等（以下「各要綱」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式用の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年11月30日要綱基準等第62号）

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱基準等第13号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	事業細目	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準
				交付対象	交付対象に係る交付率	限度額	
町内会活動支援事業	町内会案内板整備	行政区内の案内板設置	町内会	案内板の設置に係る経費	2分の1	50,000円	<p>① 町内会案内板（以下「案内板」という。）は住民に利便をもたらすために設置するものとする。</p> <p>② 案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成にかかる原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 案内板に商業広告の記載がないこと。</p> <p>(2) 鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。</p> <p>③ 案内板の設置は原則として1町内会につき1基とする。ただし、町内会を構成する世帯数（毎年4月1日現在の町内会活動に関する調査票の世帯数とする。以下同じ。）が概ね100世帯を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。</p>
	行政区内地域サイン整備	農業者等による、地域サインとしての行政区内住民統一看板の設置	町内会	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき35,000円	<p>① 農業者等とは、農業者、同一行政区内に居住する住民及び事業所等をいう。</p> <p>② 当該行政区内の90%以上の農業者が設置するものであること。</p> <p>③ 看板は設置者の私有地内に設置する。</p> <p>④ 設置する看板は、行政区内同一のデザイン（色、形状、大きさ等）とし、地域名及び世帯名を記載すること。</p> <p>⑤ 看板の制作及び設置に係る費用を対象とし、看板の修繕にかかる費用は除く。</p>
	町内会備品等保管庫整備	町内会備品及び防災資機材保管庫購入及び修繕	町内会若しくは複数町内会	<p>備品保管庫の購入に係る経費</p> <p>備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費</p> <p>防災資機材等保管庫の</p>	<p>2分の1</p> <p>2分の1</p> <p>3分の2</p>	<p>100,000円</p> <p>25,000円</p> <p>200,000円</p>	<p>① 町内会が使用する備品保管庫購入及び修繕に係る費用を対象とする。</p> <p>② 備品保管庫に設置する棚等の購入及び修繕についても対象とする。</p> <p>① 防災計画を有する町内会であること。</p>

				購入に係る経費			<p>② 防災計画を有する複数町内会での設置も対象とする。</p> <p>③ 基礎（地杭等）と倉庫は一体化したものであり、施錠できること。</p> <p>④ 倉庫内設置の収納棚も対象とする。</p> <p>⑤ 整備する倉庫に「防災倉庫」と明記すること。</p>
町内会コミュニティ支援事業	地域コミュニティ活動	盆踊り、運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入	町内会	備品の購入等に係る経費	3分の2	60,000円	<p>① 地域コミュニティの醸成を図るため実施される事業について、備品の購入及び借入に要した経費を対象とする。</p> <p>② 地域のコミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とするが、複数町内会で行う事業は、それぞれの町内会の1事業として取り扱う地域のコミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とする。</p>
			複数町内会	備品の購入等に係る経費	3分の2	1町内会につき50,000円	
	人材育成支援	町が指定する研修会に参加	町内会	研修会の参加に係る経費	2分の1	なし	<p>① 交付金の対象となる研修会は町が指定したものとする。</p> <p>② 研修会参加に係る交通費及び参加負担金を対象とする。</p> <p>③ 対象とする交通費は、公共交通機関を利用する場合は当該運賃とし、自家用車を利用する場合は、公共交通機関の運賃相当額とする。</p> <p>④ 1町内会につき、2名までの参加とし、年1回とする。</p>
町内会等環境美化支援事業	環境美化	公園、近隣センター、忠類地域の町内会会館への花壇苗の植栽	町内会等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	<p>① 花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。</p> <p>② 花壇の管理に係る経費は対象としない。</p>
		道路植樹ますへの花壇苗の植栽	町内会等	苗等の購入に係る経費	1分の1	なし	
	環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	町内会	ネットの購入、ごみサークルの購入又は製作に係る経費	2分の1	各1枚につき2,500円	<p>① ごみ飛散防止ネット（以下「ネット」という。）及びカラス対策用ごみサークル（以下「サークル」という。）の配置場所は、町内会が指定するごみ集積所とする。</p> <p>② ネット、サークルの管理者及び管理方法を定めること。</p>

							<p>③ ネットの代用品としての金網及びネットに結ぶおもりも対象とする。</p> <p>④ サークルは、ごみ回収後に通行の妨げにならないよう収納が可能なものとする。</p> <p>⑤ サークルは、既製品の購入経費又は製作に要した経費を対象とする。</p>
公園等の管理	行政区内の公園、地域管理パークゴルフ場の清掃	町内会	清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円及び1㎡につき18円	なし	<p>① 町内会が管理する公園及び当該公園内に設置しているトイレを対象とするが、地域が設置管理を行うパークゴルフ場についても対象とする。</p>	
	公園内のトイレ清掃	町内会	清掃を行った箇所	定額 一箇所につき11,000円	なし		
	千住川緑地帯、せせらぎ団地緑地、公営住宅周囲等清掃	町内会	清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円及び1㎡につき6円	なし	<p>① 当該事業内容については、町長が特に必要と認める場合に対象とする。</p>	
主要農村道路景観維持管理	農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈り等維持	町内会若しくは複数町内会	草刈り等維持を行った人数及び面積	定額 人数割1,000円 作業割3円/㎡	なし	<p>① 町長が別に定める路線に対する行政区内住民自らが行う事業を対象とし、同一箇所にかかる事業の承認については、年度内につき1回を限度とする。</p> <p>② 人数割とは、当該事業を行った延べ人数とする。</p> <p>③ 作業割とは、片側幅2mについて、作業を行った延長とする。</p>	
行政区内環境整備用機械導入	刈払い機の導入	町内会	刈払い機の導入に係る経費	2分の1	1機につき30,000円	<p>① 町内会等環境美化支援事業のうち、町内会が取り組む「公園等管理」及び「主要農村道路景観維持管理」に係る事業に対し使用する機械とする。</p> <p>② 機械の維持管理に係る経費は対象としない。</p> <p>③ 機械の管理、使用の際は安全に十分配慮すること。</p>	
	草刈り機等の導入	町内会	草刈り機（洗浄機を含む。）の導入に係る経費	2分の1	250,000円（洗浄機を含む。）	<p>① 交付金の対象となる機械の導入は、1町内会につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。</p> <p>② 機械の維持管理に係る経費は対象としない。</p>	
	枝等粉碎機の導入	町内会若しくは複数町内会	枝等粉碎機の導入に係る経費	2分の1	150,000円	<p>③ 機械の管理、使用の際は安全に十分配慮すること。</p>	
	耕うん機	町内会若	耕うん機の	2分の1	50,000円	<p>④ 洗浄機購入に係る経費</p>	

		の導入	しくは複数町内会	導入に係る経費			は、草刈り機を長期間利用することを目的とするため、草刈り機を所有している町内会又は導入する町内会に限り購入経費を対象とする。
町内会等助け合い活動支援事業	雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	町内会等	除雪を行った戸数	1戸につき5,000円	なし	① 行政区内の住民自らが当該区域内において行う事業及び任意団体が幕別町内で行う事業を対象とする。 ② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。
	雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	町内会	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所につき、当該堆積場の面積が330㎡未満のときは10,000円、330㎡以上660㎡未満のときは15,000円、660㎡以上のときは20,000円	① 市街化区域内又は市街化区域に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 ② 雪堆積場は、町内会が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。 ③ 雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。 ④ 対象とする経費は土地の確保に係る額とする。 ⑤ 契約期間が満了したとき及び融雪後は、町内会の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。 ⑥ 雪堆積場の排雪を行うときは、町内会の負担による。
	地域内除雪機械導入	行政区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣センター、忠類地域の町内会会館除雪のための除雪機械及び小型融雪機械の導入	町内会若しくは複数町内会	機械の購入に係る経費	1分の1	250,000円	① 交付金の対象となる機械の導入は、1町内会につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ② 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ③ 導入した機械は、雪かき支援事業において使用することもできることとする。 ④ 機械の管理、使用の際は安全に十分配慮すること。
	地域内排雪	行政区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪	町内会	排雪に係る経費	2分の1	排雪区間1mにつき500円	① 市街地内における排雪に係る経費を対象とする。 ② 同一路線の排雪に対する交付金の交付は、年度内1回を限度とする。 ③ 排雪に係る契約等は、町内会が行うこととする。 ④ 道路の片側につき、交

							<p>差点を両端とする区間を一排雪区間とし、その区間全てを排雪する路線を対象とする。</p> <p>⑤ 交差点のみの排雪は、その前後5mを含めた区間を対象とする。</p> <p>⑥ 排雪作業を行うにあたっては、安全に十分配慮すること。</p>
町内会防災活動支援事業	防災活動	防災計画の策定	町内会	計画の策定に係る経費	1分の1	100,000円	<p>① 防災計画を新たに策定する町内会又は既に策定した町内会を対象とする。</p> <p>② 防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、行政区内全戸に配布することとする。</p> <p>③ 策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係る経費は対象とする。</p>
		防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	町内会	整備に係る経費	3分の1	1セットにつき1,000円	<p>① 防災計画に基づき、新たに行政区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。</p>
		防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	町内会若しくは複数町内会	訓練等の実施による備品及び防災資機材等の購入に係る経費	3分の2	100,000円	<p>【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】</p> <p>① 防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。</p> <p>② 防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮し行うこと。</p> <p>【防災資機材等の購入】</p> <p>① 防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。</p>
	訓練等の実施による消耗品等に係る経費			1分の1	20,000円		
	防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	町内会	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	<p>① 地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。</p> <p>② 原則として月に1回以上かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。</p>

様式第1号（第4条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 団体名
 代表者（自署）
 ※申請者本人（代表者）が手書きできない場合は、記名押印してください。

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
町内会活動支援事業					
町内会コミュニティ支援事業					
町内会等環境美化支援事業					
町内会等助け合い活動支援事業					
町内会防災活動支援事業					
合計					

- ※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。
- ※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。
- ※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

金融機関名及び店名	口座番号	口座名義
	普通 当座	

様式第2号（第5条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付決定書

年 月 日

団体名
代表者

幕別町長

年 月 日に申請があった協働のまちづくり支援事業について、次のとおり交付金を交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定番号
- 2 決定内容

事業	事業細目	事業費	交付率	交付決定額
町内会活動支援事業				
町内会コミュニティ支援事業				
町内会等環境美化支援事業				
町内会等助け合い活動支援事業				
町内会防災活動支援事業				
合計				

3 交付日 年 月 日

4 支払方法